

# 最賃26円引き上げ

## 第18年度過去最大の目安示す

中央最低賃金審議会（厚生労働大臣の諮問機関）は7月26日、2018年度の最低賃金（時給ベース）の引き上げ目安を全国平均で

過去最大の26円とすることを決め、加藤勝信大臣に答申した。目安通りに上乘せされると全国平均は現行の848円から874円になる。上げ幅は5年連続2桁をキープした。引き上げ目安は各都道府県をA～Dに分類しA27円、B26円、C25円、D23円に決まった。目安通りだと最低賃金は東京が最高の985円、高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の8県が最低の760円となる。

18年度の目安は、各都道府県の最低賃金審議会が最終的な金額を決め、10月頃から順次適用される。最低賃金は企業や団体が労働者に支払う賃金の下限。都道府県ごとに設定され、正社員だけでなくパートやアルバイトなどにも適用される。（井口拓治）